

大名みえ子です

放射性廃棄物 L3（原電）の素掘り埋設計画申請書、大はばに変更申請し、議会にも説明（1月26日原特委）

日本原電は、一昨年7月に、東海発電所解体で発生した放射性廃棄物L3を、自社敷地内に素掘りの施設に埋設する計画を、規制委員会に申請していました。この間規制委員会では、非公開で申請書の記載方法など、事務的手続き部分を審査し、約300項目の指摘を行いました。

原電は、この指摘に基づき昨年12月26日、指摘された部分を補正し再申請を行いました。



原電東海発電所

東海発電所の解体は、国内で初めての商業用原発の解体です。発生した廃棄物の処分方法は、未確立のまま解体が進められてきましたので、解体作業に支障が出ているというのが現状です。

規制委員会は、今回、原電が再申請した内容の審査ののち、素掘り埋設事業計画の内容について公開での審査に入ります。

本計画について、この間原特委では、原電と旧原研の実験炉JPD Rの解体に関わった研究者の説明を聞いてきましたが、「基準値以内の放射性物質は、地下水を通過して海に流れる」とのことでした。

多くの住民は、「基準値以内（との説明）だから海に流れて良い」とする計画に不安と同時に怒りを示しています。そして、「一切の放射性物質が外部に出ない施設を建設して管理すべき。国内初で素掘り埋設を行えば、全国各地で原発解体の放射性物質L3が同様処分となり、放射性物質が海に流れ出すことになる。絶対認められない」と求めています。当然ですね。

原子力事業は、放射性廃棄物の処分について未確立でスタートしている

日本共産党は、1月18日、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル研究所を訪れ、昨年12月5日付け朝日新聞が「放射性廃棄物のドラム缶 雑然」の記事に基づき、聞き取り調査を行いました。「プールに乱雑に沈めている放射性廃棄物が入ったドラム缶は、取りだす技術をもたないまま再処理事業がスタートした」との説明を聞いて、啞然としました。今後、技術開発を行い、10年後をめざして取り出し、乾式保管に移行したいとのことでした。

国も事業者も、そして事業所立地を容認してきた地元自治体も、いずれも未確立な原子力事業に責任を持たず、利益優先、住民の安全は後回しで危険な事業が進められてきたことがわかります。未確立技術のままスタートしていることに自由にもものを言う事が許されなかった原子力事業。

今たたかわれている旧動燃から続く労働者への差別是正訴訟を見てもわかるように、事業に対し考えを述べようとする労働者を過酷に差別する方法で進めてきた、こうしたことが福島原発事故を起こしたと言っても過言ではないと思います。



無料法律相談会のご案内（予約制 ☎・☎284-0761 ☎090 3961 8578）大名迄

日本共産党東海村委員会では、来月2月23日（木）から、毎月「無料法律相談会」を開催します。相談に応じるのは、水戸翔合同法律事務所の弁護士です。事前予約制ですので、予め相談項目をお電話等で連絡ください。＝2月23日（木）午後2時～4時 東海村産業・情報プラザ（アイヴィル）会議室101号＝